

令和元年度統計法施行状況報告の概要

1. 令和元年度統計法施行状況報告の構成
2. 今回報告分の概要
3. 参考資料

令和2年11月
総務省政策統括官（統計基準担当）

1. 令和元年度統計法施行状況報告の構成

- 統計法施行状況報告は、毎年度、各府省等が実施している統計調査等の状況を取りまとめ、公表するとともに、公的統計基本計画の推進状況について統計委員会に報告
- 今年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のため、公的統計基本計画の推進状況を確認する項目を優先して取りまとめ、7月の統計委員会で報告済み
- 今回は、各府省等が実施している統計調査等の状況について報告を行うもの

平成30年度施行状況報告

はじめに
I 基本計画
II 公的統計の作成
III 調査票情報等の利用及び提供
IV 統計委員会
V その他
別編（基本計画 事項別推進状況）
資料編



令和元年度施行状況報告

7月の統計委員会で報告＜基本計画関連事項編＞

はじめに
第1部 令和元年度における統計行政の主な動き
第2部 基本計画の推進状況（※ 別編を含む）
資料編

今回報告分＜統計法条文別実施状況編＞

はじめに
I 公的統計の作成
II 統計委員会
III 調査票情報等の利用及び提供
IV その他（新型コロナウイルス感染症への対応を含む）
資料編

2. 今回報告分の概要

I 公的統計の作成

◇ 基幹統計・基幹統計調査

- 指定の変更 : 1件 (工業統計、商業統計、特定サービス産業実態統計(解除))
- 承認件数 : 35件
- 公表件数 : 46件 (うち基幹統計調査 40件)

※平成30年度 指定の変更: 2件 (個人企業経済統計(目的変更)、
全国家計構造統計(名称変更))
承認件数: 24件
公表件数: 44件 (うち基幹統計調査39件)

◇ 一般統計調査

- 承認件数 : 97件 (うち新規31件、変更66件)
- 公表件数 : 171件

※平成30年度 承認件数: 79件 (うち新規26件、変更53件)
公表件数: 171件

II 統計委員会

◇ 統計委員会の開催実績 統計委員会: 13回、部会: 57回

※部会は、複数の部会の合計
※平成30年度 統計委員会14回、部会49回

(基幹統計調査の変更に係る審議や不適切事案の再発防止策等を審議)

◇ 答申件数: 12件 (いずれも基幹統計調査に係る諮問・答申)

◇ 統計法第45条第2項に基づく統計委員会による意見: 3件 [※平成30年度 1件]

- 公的統計の総合的品质管理を目指して(建議)(令和元年6月27日)
- 令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議(令和元年7月18日)
- 公的統計の総合的品质管理を目指した取組について(建議)(令和元年9月30日)

◇ 評価分科会の開催実績 : 5回 [※平成30年度 2回]

(平成28年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(統計精度検査関連分)(平成30年3月統計委員会)提言に対応した取組等を審議)

2. 今回報告分の概要

Ⅲ 調査票情報等の利用及び提供

- ◇ 調査票情報の提供 令和元年度の利用件数：230件 （※公的機関等による利用を除く。
法第33条関係219件、法第33条の2関係11件
※平成30年度の利用件数：382件）
- ◇ オーダーメイド集計 令和元年度末時点で、30調査が利用可能
令和元年度の利用件数：35件 （※平成30年度末時点で、28調査が利用可能
平成30年度の利用件数：22件）
- ◇ 匿名データ 令和元年度末時点で、7調査が利用可能
令和元年度の利用件数：26件 （※平成30年度末時点で、7調査が利用可能
平成30年度の利用件数：49件）

Ⅳ その他

- ◇ 統計情報の提供（e-Stat） 令和元年度のアクセス件数：約3,337万件
令和元年度末時点の統計の登録数：627件、
令和元年度末時点の統計表の提供数：約80.5万表 （※検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした
機械による自動アクセスを除いた件数
※平成30年度のアクセス件数：約2,149万件
※平成30年度末時点の統計の登録数：604件
平成30年度末時点の統計表の提供数：77.4万件）
- ◇ 新型コロナウイルス感染症への対応
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による調査変更に対応するため、①調査計画の申請手続について弾力的に運用、②統計委員会への諮問を要しない軽微な事項の見直し、③委員長談話の発出等を実施
 - 各府省においても、実施時期の繰下げ、調査票提出期限の延長、公表時期の繰下げ、調査の中止等の措置を実施

(参考) 統計法施行状況報告とは

統計法(平成19年法律第53号)に基づき、

- 1 総務大臣は、各府省、地方公共団体等が実施している統計調査等の状況を毎年度取りまとめ、公表するとともに統計委員会に報告。
- 2 取りまとめの中で、公的統計基本計画(平成30年度～令和4年度)の推進状況のフォローアップを併せて行っている。

(参照条文)

統計法

第55条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による報告があったときは、この法律の施行に関し、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第4条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
- 二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

(略)

7 統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

8 総務大臣又は関係行政機関の長は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について統計委員会に報告しなければならない。

(参考) 公的統計基本計画とは

- ・ 現行の第Ⅲ期基本計画(平成30年度～令和4年度)は、経済財政諮問会議や統計改革推進会議が示した統計改革の方向性を確かなものとするため、平成30年3月に1年前倒しで策定。(令和2年6月に一部変更)
- ・ 各府省は、第Ⅲ期基本計画の記載事項について、府省間の連携を図りつつ、各種取組を推進

＜第Ⅲ期基本計画の記載事項例＞

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実 ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等	◎ 家計調査について、報告者や都道府県職員・統計調査員の負担軽減にも配慮しつつ、オンライン家計簿の全面導入や機能拡充等に向け、段階的かつ円滑に取組を推進する。	総務省	平成31年(2019年)から実施する。
	◎ 家計統計について、調査結果の補正方法に係る研究を進めるとともに、調査手法の変更による影響の検証や情報提供等を充実する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 消費動向指数(C T I)について、産官学連携の研究協議会を活用するなどして、景気指標として有用なものとなるよう、引き続き開発・精度向上に取り組む。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について結論を得る。	財務省	平成30年度(2018年度)中に結論を得る。

○ 統計法施行状況報告による基本計画の評価及び推進

